

議 第 3 号

まめバス事業に係る地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について

まめバス事業に係る地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について、草津市
地域公共交通活性化再生協議会規約第 18 条第 5 号の規定に基づき、承認を求める。

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 7 日

草津市地域公共交通活性化再生協議会

会長 塚口 博司

様式第 1－6（日本産業規格 A 列 4 番）

草公活協発第 号
令和 5 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 草津市地域公共交通活性化再生協議会
住 所 草津市草津 3 丁目 13 番 30 号
代 表 者 氏 名 会長 塚口 博司

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

令和 5 年 6 月 日

（名称）草津市地域公共交通活性化再生協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
草津市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
（目的） 草津市の課題である人口集中地区以外の地域における生活交通の確保などを目的として、まめバスを運行する。 （必要性） 草津市では、現在、民間バス事業者3社により路線バスが運行されているが、自家用車の普及や新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変容に伴い、新型コロナウイルス感染症拡大前より利用者数が減少しており、今後、便数の削減や路線の廃止などサービス水準の低下が懸念される。一方で、草津市では、高齢化が進展しており、自家用車の運転が困難な高齢者や障害者等の移動手段として、バス交通の重要性が高まっており、利用者数は今後増加していくことが予想される。 また、草津市内には、路線バスが運行していない、または運行回数が少ない人口集中地区以外の地域における生活交通の確保が大きな課題となっている。 これらの状況を踏まえ、市民の日常生活における移動手段を確保するため、新たな交通手段の導入が必要不可欠となっている。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（1）事業の目標
本計画は、地域に愛され地域に根付いたバスとして、市民にとって分かりやすく、地域の一体感、連帯感を強めるため、目標指数を「利用者数」として設定し、本格運行 5 年目～7 年目（H29.10～R2.9）の年間利用者数の平均値（134,080 人）を基準とし、利便性の向上等に取り組むことにより年々利用者数の増加を目指す。 令和 4 年度は年間利用者数が 135,020 人で、令和 3 年度の 114,618 人から利用者数が 20,402 人増加したものである。 令和 6 年度事業においても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により生活様式の変容はあるものの、利用者数は増加していることから、令和 5 年度実績を上回る利用者数の達成を目標とする。
（2）事業の効果
本計画の実行により、バス交通不便地が解消されるとともに、高齢者や障害者等の移動制約者に対する生活交通が確保される。 また、中心市街地や医療施設へのアクセス利便性、既存の路線バスや JR 駅との乗り換え利便性が向上する。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・市内全戸配布（約 58,000 部）（草津市） ・市内の学校にモビリティマネジメントを実施（草津市） ・主にバス交通不便地における地域住民の移動手段を確保するため、コミュニティバスの運行やデマンド型交通など、地域と連携した新たな移動手段の導入検討を行う。
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
草津市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
・近江鉄道株式会社 ・帝産湖南交通株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性 <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u>
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(目的) 市民にバスの愛着を持ってもらい、地域で守っていこうとするという意識を育むことが重要であることから、本市コミュニティバス車両を改善し、分かりやすく乗りやすい、洗練されたマイバス意識の高い乗り物にしていくためにバス車両を更新する。 (必要性) 市民に末永く暮らしていただく公共交通環境の整備を図っていくため、古くなったバス車両を一新し、市民に安心感を与えながら持続的な運行を行っていく必要があるため。
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
本計画は、地域に愛され地域に根付いたバスとして、市民にとって分かりやすく、地域の一体感、連帯感を強めるため、目標指数を「利用者数」として設定し、本格運行 5 年目～7 年目（H29.10～R2.9）の年間利用者数の平均値（134,080 人）を基準とし、利便性の向上等に取り組むことにより年々利用者数の増加を目指す。 令和 4 年度は年間利用者数が 135,020 人で、令和 3 年度の 114,618 人から利用者数が 20,402 人増加したものである。 令和 6 年度事業においても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により生活様式の変容はあるものの、利用者数は増加していることから、令和 5 年度実績を上回る利用者数の達成を目標とする。
(2) 事業の効果
古くなった車両の故障等による代替車両での対応の際に生じる満車による積み残しの発生や、普段の車両とは異なるタイプの車両運行による利用者の戸惑いを防ぐことができ、新しい車両で運行することで、利用者が快適に利用できる。

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を添付。 なお、草津市から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（1）事業の目標
※該当なし
（2）事業の効果
※該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論	
(近 3 年の開催状況) ・ 令和 3 年 6 月 29 日 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議 ・ 令和 3 年 10 月 13 日 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更内容について協議 ・ 令和 4 年 5 月 30 日 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議 ・ 令和 4 年 9 月 2 日 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更内容について協議 ・ 令和 5 年 2 月 22 日 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更内容について協議	
21. 利用者等の意見の反映状況	
実証運行時に実施した市民アンケート調査及び利用者アンケート調査や地域住民とのワークショップにより市民の意見収集を図ったほか、本計画について住民代表を含む法定協議会で協議を行っており、利用者等の意見を十分に反映している。 更なる利用者の利便性を高めるため、利用者アンケートを今後も継続して行い、利用者のニーズの把握に努める。	
22. 協議会メンバーの構成員	
1号委員（滋賀県警察、学識経験者、その他協議会が必要と認める者）	滋賀県草津警察署、立命館大学、龍谷大学、滋賀県土木交通部交通戦略課、草津商工会議所、草津市商店街連盟、草津市観光物産協会、草津まちづくり株式会社、特定非営利活動法人ディフェンス、
2号委員（公共交通事業者、関係団体、道路管理者その他連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者が指名する者）	近江鉄道株式会社、滋賀バス株式会社、帝産湖南交通株式会社、株式会社帝産タクシー滋賀、近江タクシー株式会社、一般社団法人滋賀県バス協会、一般社団法人滋賀県タクシー協会、私鉄滋賀県協議会、西日本旅客鉄道株式会社、滋賀県南部土木事務所
3号委員（市民、市内交通の利用者）	特定非営利活動法人滋賀県脊髄損傷者協会、草津市老人クラブ連合会、草津市まちづくり協議会連合会
4号委員（地方運輸局）	近畿運輸局滋賀運輸支局
5号委員（市職員）	草津市総合政策部、健康福祉部、環境経済部、建設部

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）滋賀県草津市草津三丁目 13 番 30 号

（所 属）草津市役所 都市計画部 交通政策課

（氏 名）河村 竜也

（電 話）077-561-2343

（e-mail）kotsu@city.kusatsu.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・	補助対象地域間幹線 系統等と接続の 確保	基準ハで該 当する要件 (別表7のみ)
草津市	近江鉄道(株)	(1) 笠縫東常盤線	草津駅 西口	下寺	草津駅 西口	往 19.4km 循環	293日	1758.0回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(2) 山田線①	草津駅 西口	北山田 浜	草津駅 西口	往 14.2km 循環	293日	2001.0回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(3) 山田線②	草津駅 西口	木ノ川	草津駅 西口	往 12.1km 循環	293日	1415.0回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(4) 山田線③	木ノ川	陽の丘 団地口	草津駅 西口	往 8.5km 復 8.5km	293日	146.5回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(5) 山田線④	草津駅 西口	北山田 浜	山田	往 9.0km 復 9.0km	293日	146.5回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
	帝産湖南交通(株)	(6) 上笠平井循環線	草津駅 西口	上笠郵 便局	草津駅 西口	往 7.2km 循環	293日	1172.0回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(7) 草津駅下笠線	草津駅 西口	老杉神 社前	草津駅 西口	往 11.5km 循環	293日	1465.0回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(8) 商店街循環線①	草津駅 東口	草津宿 本陣	草津駅 東口	往 4.8km 循環	293日	1658.0回			路線定期	①	草津駅東口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(9) 商店街循環線②	草津駅 東口	上東児 童遊園 前	草津駅 東口	往 7.2km 循環	293日	1658.0回			路線定期	①	草津駅東口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(10) 草津駅医大線	草津駅 東口	南草津 駅西口	大学 病院	往 16.0km 復 15.1km	293日	2680.0回			路線定期	①	草津駅東口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定システムを示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
草津市	近江鉄道(株)	(1) 笠縫東常盤線	草津駅 西口	下寺	草津駅 西口	往 19.4km 循環	293日	1758.0回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(2) 山田線①	草津駅 西口	北山田 浜	草津駅 西口	往 14.2km 循環	293日	2001.0回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(3) 山田線②	草津駅 西口	木ノ川	草津駅 西口	往 12.1km 循環	293日	1415.0回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(4) 山田線③	木ノ川	陽の丘 団地口	草津駅 西口	往 8.5km 復 8.5km	293日	146.5回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(5) 山田線④	草津駅 西口	北山田 浜	山田	往 9.0km 復 9.0km	293日	146.5回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(6) 上笠平井循環線	草津駅 西口	上笠郵 便局	草津駅 西口	往 7.2km 循環	293日	1172.0回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(7) 草津駅下笠線	草津駅 西口	老杉神 社前	草津駅 西口	往 11.5km 循環	293日	1465.0回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
	帝産湖南交通(株)	(8) 商店街循環線①	草津駅 東口	草津宿 本陣	草津駅 東口	往 4.8km 循環	293日	1658.0回			路線定期	①	草津駅東口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(9) 商店街循環線②	草津駅 東口	上東児 童遊園 前	草津駅 東口	往 7.2km 循環	293日	1658.0回			路線定期	①	草津駅東口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(10) 草津駅医大線	草津駅 東口	南草津 駅西口	大学 病院	往 16.0km 復 15.1km	293日	2680.0回			路線定期	①	草津駅東口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
草津市	近江鉄道(株)	(1) 笠縫東常盤線	草津駅 西口	下寺	草津駅 西口	往 19.4km 循環	291日	1746.0回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(2) 山田線①	草津駅 西口	北山田 浜	草津駅 西口	往 14.2km 循環	291日	1986.0回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(3) 山田線②	草津駅 西口	木ノ川	草津駅 西口	往 12.1km 循環	291日	1404.0回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(4) 山田線③	木ノ川	陽の丘 団地口	草津駅 西口	往 8.5km 復 8.5km	291日	145.5回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(5) 山田線④	草津駅 西口	北山田 浜	山田	往 9.0km 復 9.0km	291日	145.5回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(6) 上笠平井循環線	草津駅 西口	上笠郵 便局	草津駅 西口	往 7.2km 循環	291日	1164.0回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(7) 草津駅下笠線	草津駅 西口	老杉神 社前	草津駅 西口	往 11.5km 循環	291日	1455.0回			路線定期	①	草津駅西口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	①
	帝産湖南交通(株)	(8) 商店街循環線①	草津駅 東口	草津宿 本陣	草津駅 東口	往 4.8km 循環	291日	1644.0回			路線定期	①	草津駅東口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(9) 商店街循環線②	草津駅 東口	上東児 童遊園 前	草津駅 東口	往 7.2km 循環	291日	1644.0回			路線定期	①	草津駅東口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③
		(10) 草津駅医大線	草津駅 東口	南草津 駅西口	大学 病院	往 16.0km 復 15.1km	291日	2655.0回			路線定期	①	草津駅東口にて、 補助対象地域間幹線系 統近江大橋線と接続	③

(注)]

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	草津市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	28,172
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
草津市地域公共交通網形成計画	平成30年10月	
大津湖南エリア地域公共交通網形成計画	平成31年3月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

206 草津市 Kusatsu-shi

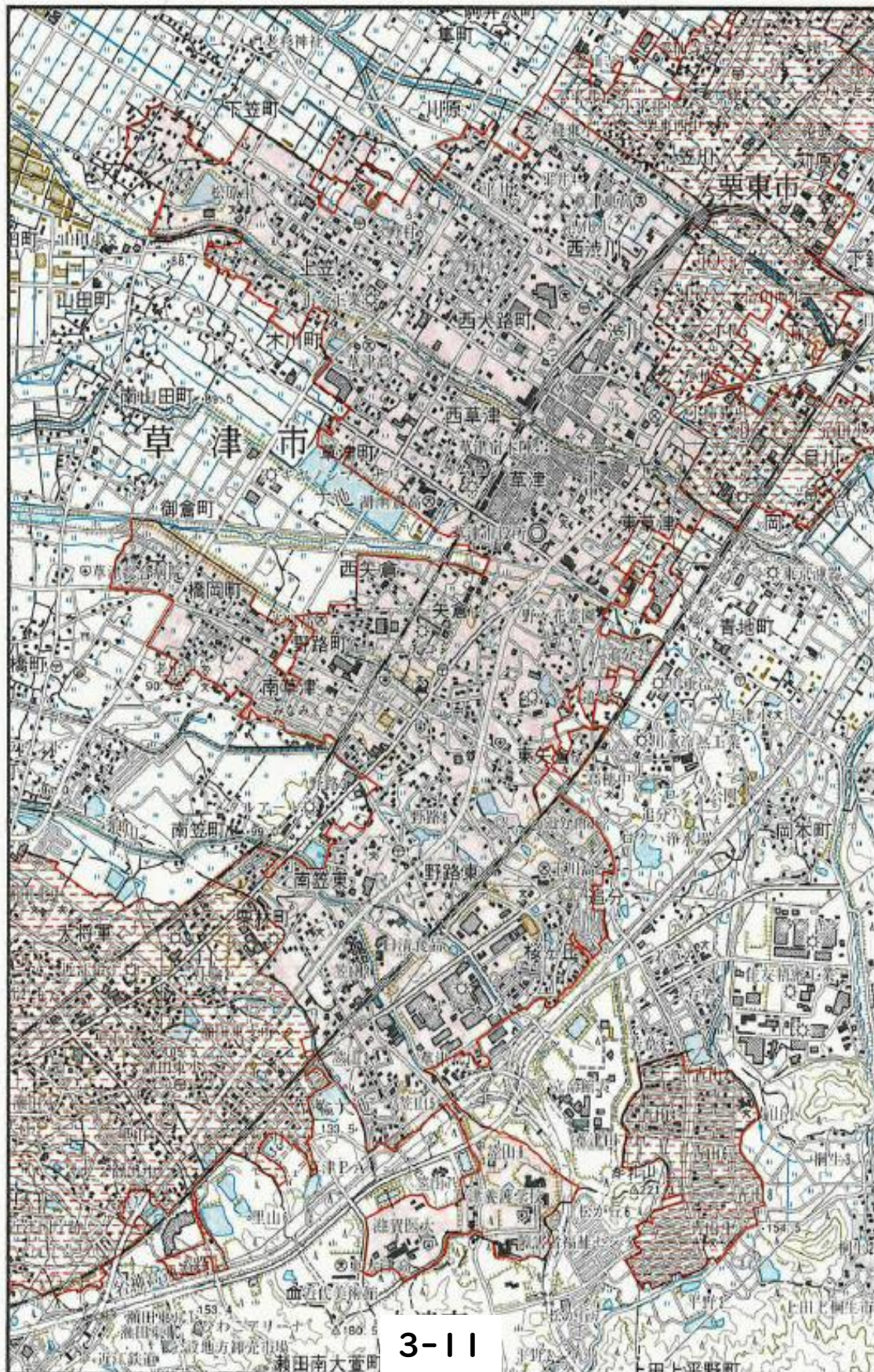


表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村名	バス事業者等名	申請 番号	運行の用に供する補 助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
草津市	近江鉄道(株)	1	(1) 笠縫東常盤線 (2) 山田線① (3) 山田線② (4) 山田線③ (5) 山田線④ (6) 上笠平井循環線	ノンステップ型	リフト付き	標準仕様	29	R3.10			一括
		2	(7) 草津駅下笠線	小型車両			29	R5.12			一括
	帝産湖南交通(株)	3	(8) 商店街循環線① (9) 商店街循環線②	小型車両			11	R6.10			リース
		4	(10) 草津駅医大線	小型車両			29	R2.4			リース
		5	(10) 草津駅医大線	小型車両			29	R2.10			リース
		6	(10) 草津駅医大線	小型車両			29	R3.10			リース

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。

2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。

3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

4. 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。

5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種別 イ ロ ハ			乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
草津市	近江鉄道(株)	1	(1) 笠縫東常盤線 (2) 山田線① (3) 山田線② (4) 山田線③ (5) 山田線④ (6) 上笠平井循環線	ノンステップ型	リフト付き	標準仕様	29	R3.10			一括
		2	(7) 草津駅下笠線	小型車両			29	R5.12			一括
	帝産湖南交通(株)	3	(8) 商店街循環線① (9) 商店街循環線②	小型車両			11	R6.10			リース
		4	(10) 草津駅医大線	小型車両			29	R2.4			リース
		5	(10) 草津駅医大線	小型車両			29	R2.10			リース
		6	(10) 草津駅医大線	小型車両			29	R3.10			リース

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
4. 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別 イ ロ ハ			乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
草津市	近江鉄道(株)	1	(1) 笠縫東常盤線 (2) 山田線① (3) 山田線② (4) 山田線③ (5) 山田線④ (6) 上笠平井循環線	ノンステップ型	リフト付き	標準仕様	29	R3.10			一括
		2	(7) 草津駅下笠線	小型車両			29	R5.12			一括
	帝産湖南交通(株)	3	(8) 商店街循環線① (9) 商店街循環線②	小型車両			11	R6.10			リース
		4	(10) 草津駅医大線	小型車両			29	R2.10			リース
		5	(10) 草津駅医大線	小型車両			29	R3.10			リース

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。

2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。

3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

4. 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。

5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。